

2026年3月12日 全8頁

# 米国は「トランプ口座」で資産形成を支援

## 2025～2028年に生まれた子どもに1,000ドルを政府拠出

金融調査部

主任研究員 是枝 俊悟

研究員 平石 隆太

ニューヨークリサーチセンター

主任研究員 鈴木 利光

### [要約]

- 米国では、2026年7月5日から、子どものための税制優遇付き投資口座である「トランプ口座」が導入される。
- トランプ口座は、18歳未満の子どもについて開設することができ、2025年1月1日～2028年12月31日に生まれた米国市民に対して、1回限り1,000ドルの連邦政府拠出が行われる。連邦政府は、州政府による拠出や財団等からの寄附を募っており、トランプ口座に拠出される見通しである。これらの拠出に加えて、親などは子ども1人当たり年間5,000ドルの拠出が可能となる。
- トランプ口座は、子どもが18歳到達後に引き出し可能となり、IRA（個人退職勘定）と同様の引き出しルールが適用される見通しである。すなわち、高等教育や初回住宅取得等の資金への充当や、老後の資産形成に向けた継続した運用などが可能と考えられる。
- 米国全体の有価証券保有世帯比率は58.0%だが、収入下位20%世帯に限ると17.0%にとどまる。トランプ口座の創設は低収入の世帯も含め、全ての子どもに出生時から資本市場に参加させ、米国株式市場の成長や複利の恩恵を提供することに狙いがある。
- 日本では、2027年1月から「こどもNISA」が開始予定となっているが、政府拠出や財団等の寄附からの拠出は想定されていない。全ての子どもに出生時から資本市場に参加させ、株式市場の成長や複利の恩恵を提供する観点から「こどもNISA」への政府拠出の導入も検討に値するだろう。

## 1. トランプ口座とは

政府が 2025-2028 年出生の米国市民の子どもに 1,000 ドルを拠出

米国では、トランプ政権が成立させた“One Big Beautiful Bill Act” (OBBBA) により、子どものための税制優遇付き投資口座である「トランプ口座」(Trump Accounts) が創設され、2026 年 7 月 4 日から資金の拠出が可能となる。

トランプ口座の概要は次の**図表 1**の通りである。

**図表 1：トランプ口座の概要**

対象者	18歳未満の米国市民の子ども
連邦政府による拠出	2025年1月1日～2028年12月31日に生まれた子どもには、1人につき1回1,000ドルを拠出
州政府・財団等による拠出	全米または特定地域、特定年齢の口座に拠出可能
拠出限度額	子ども1人あたり年間5,000ドル（インフレ調整予定）
対象商品	①「適格指数」に連動、②レバレッジ不可、③年間手数料0.1%以下を満たす米国株式インデックス
資金の引き出し	18歳未満は引き出し禁止、18歳以後はTraditional IRAと同様

(出所) OBBBA より大和総研作成

18歳未満の米国市民の子ども（社会保障番号（Social Security Number）の保有が必要）は、親権者等が所得税の確定申告の際に IRS（内国歳入庁）に所定の申込書（Form 4547）を提出することで口座を開設できる。トランプ口座の初期口座が開設される金融機関は連邦財務省が指定する。

トランプ口座の開設者のうち 2025 年 1 月 1 日～2028 年 12 月 31 日に生まれた米国市民（US Citizen）かつ社会保障番号を持つ子どもについては、連邦財務省より、子ども 1 人につき 1 回限り 1,000 ドルの拠出が行われる。連邦議会予算局（CBO）は、トランプ口座による 2025～2034 年度の財政インパクトの総額を 150 億ドルと見積もっている<sup>1</sup>。

さらに、連邦政府は州政府の財源による拠出や、財団等の寄附を募っている。州政府や財団等は自らの財源を用いて、米国内全て、または州内などの特定地域、特定年齢のトランプ口座に拠出できる。現時点で、Dell Technologies の創業者であるマイケル・デル夫妻が、2025 年 1 月 1 日より前に誕生（政府による 1,000 ドル拠出の対象外）、10 歳以下、世帯年収中央値が 15 万ドル以下の郵便番号エリアに居住、の三つの要件を満たした子どもを対象とした 1 人あたり 250 ドル、総額 62.5 億ドルの寄附を表明している<sup>2</sup>。加えて、ベッセント財務長官は、全米 50 州全てで民間によるトランプ口座への上乗せ拠出を実現する“The 50 State Challenge”を発表している<sup>3</sup>。この目標に関連して、ヘッジファンド Bridgewater Associates の創業者であるレ

<sup>1</sup> Congressional Budget Office “Estimated Budgetary Effects of Public Law 119-21, to Provide for Reconciliation Pursuant to Title II of H. Con. Res. 14, Relative to CBO’s January 2025 Baseline” July 21, 2025

<sup>2</sup> “Michael and Susan Dell donate \$6.25 billion to encourage families to claim ‘Trump Accounts’”, (AP News, 2025/12/2)

<sup>3</sup> [Remarks by Secretary of the Treasury Scott Bessent at the Trump Accounts Press Conference | U.S. Department of the Treasury](#)

イ・ダリオ夫妻<sup>4</sup>（コネティカット州）、Altimeter Capital の創業者/CEO であるブラッド・ガースナー氏<sup>5</sup>（インディアナ州）が拠出を表明している。

政府拠出や寄附に加えて、親などは子ども 1 人当たり年間 5,000 ドル（インフレ調整予定）の拠出ができる。年間 5,000 ドルの枠内で、親などの勤め先の事業主が拠出を行うことも可能で、この場合の上限は従業員 1 人あたり年間 2,500 ドル（インフレ調整予定）である。

トランプ口座の投資対象は、**図表 1** の要件を満たす広範囲の米国株インデックスに限定されている<sup>6</sup>。米国における 2024 年時点での平均手数料は、株式投信が年率 0.4%、株式インデックス ETF が年率 0.14%<sup>7</sup>であり、トランプ口座における上限手数料はこれらと比較しても低い水準に設定されている。トランプ口座の運用先制限を満たす投信・ETF は約 186 本、という調査もある<sup>8</sup>。

## 税制と引き出しルール

トランプ口座の税制と引き出しルールについては**図表 2** の通りである。

**図表 2：トランプ口座（18 歳未満の拠出分）の税制上の扱い**

買付時	拠出額の所得控除はない（税後拠出）
運用時	運用期間中は、運用益に対する課税が繰延べ
引出時	連邦政府・州政府・財団等による拠出部分：元本含む全額に課税 親などの拠出部分：運用益に課税

（出所）IRS “Notice of intent to issue regulations with respect to section 530A Trump accounts”  
Notice 2025-68 より大和総研作成

トランプ口座は米国の退職所得口座である Traditional IRA（Individual Retirement Account）の一種と位置付けられ、口座内での運用期間中は運用益の課税は繰り延べられる。18 歳未満は引き出しが原則として禁止され、18 歳<sup>9</sup>以後は Traditional IRA の引き出しルールに従う。ただし、18 歳未満の間のトランプ口座への拠出は、通常の Traditional IRA と税制上の扱いが異なる。

トランプ口座への連邦政府、州政府、寄附、事業主による拠出については、取得価額ゼロとされ、引き出し時は元本を含む全額が所得税課税対象となる。

トランプ口座への親などによる拠出の部分については、拠出時に所得控除を受けられない。引き出し時には運用益分に課税され、実質的な税制メリットは運用期間中の「繰延効果」のみ

<sup>4</sup> 前掲脚注 3 文書参照。

<sup>5</sup> ‘Altimeter Capital’ s Brad Gerstner backs Trump accounts for kids in Indiana’（CNBC, 2026/1/28）

<sup>6</sup> ESG を含む、セクターに特化した指数は対象外となる。

<sup>7</sup> Investment Company Institute ICI RESEARCH PERSPECTIVE “Trends in the Expenses and Fees of Funds, 2024”, 2025/3/26

<sup>8</sup> “‘Trump accounts’ could give your child up to \$1,000 for free. Your top questions, answered”（CNBC, 2025/12/5）

<sup>9</sup> 正確には、18 歳に達する年の 1 月 1 日が基準日となる。

となる<sup>10</sup>。

Traditional IRAにはそもそも開設年齢の下限はないが、拠出額は労働所得の範囲内という条件があるため、労働所得のない子どもは事実上利用できない（Traditional IRAの一種と位置付けられるトランプ口座は例外）。Traditional IRAは原則として老後資金のための口座とされており、通常は、拠出時に所得控除、運用期間中は課税繰り延べ、給付時には元本を含めた所得税課税が行われる日本の個人型確定拠出年金（iDeCo）と同様のEET型<sup>11</sup>の税制である。給付は、59.5歳以後の老後資金として引き出すのが原則であり、59.5歳より前に引き出すと、原則として通常の所得税に加えて税率10%のペナルティ課税が行われる。

ただし、老後資金として引き出す他にも、初回住宅購入や高等教育の支払い、災害復旧費などの適格引き出しに該当する場合は税率10%のペナルティ課税なしに引き出せる。また、ROBS（Rollovers as Business Start-ups）の仕組みを使い、IRAの資金を起業時の出資に用いることも可能である（その際、課税は繰り延べられる）。18歳に到達しトランプ口座の引き出しが可能となった後は、老後資金に限らず、ライフイベントで必要になる様々な資金として活用されると見込まれる。

## 2. 背景と狙い

### トランプ口座の起源はBaby Bonds？

ベッセント財務長官は、2026年1月28日に開催された「トランプ口座サミット」にて、トランプ口座の起源として、いわゆるBaby Bondsに言及している。

財務長官は、ここで、「若いアメリカ人に投資口座を開くというアイデアは、数十年前のBaby Bonds構想として初めて登場しました。しかし、その考えには重大な欠点がありました。運用先が米国債に限定されていたのです。トランプ大統領はこのアイデアの弱点と可能性を正確に理解し、これを改良しようと決意しました」といった趣旨の発言を残している<sup>12</sup>。

Baby Bondsの原案は、2010年に発表された学術論文、D.Hamilton and W.Darity Jr. ‘Can ‘Baby Bonds’ Eliminate the Racial Wealth Gap in Putative Post-Racial America?’<sup>13</sup>である。ここでいうBaby Bondsは、人種間の資産格差の是正が主目的であり、政府拠出のシード資金が所得・資産に応じて変わる累進的的制度として提唱されている。

コネティカット州（2023年より実施開始済）、カリフォルニア州（法律可決）、ワシントン

<sup>10</sup> ただし、18歳になった後、トランプ口座(Traditional IRA)をRoth IRAに転換することで、運用益を非課税にできる可能性を指摘する報道もある。

Dow Jones “Could ‘Trump accounts’ make your kids millionaires? Maybe - with this strategy.”, 2026/1/11 など参照。

<sup>11</sup> EはExempt（非課税）、TはTaxed（課税）を意味する。EET型とは、買付時（積立時）と運用時は非課税、引出時には課税となる仕組みを指す。

<sup>12</sup> U.S. Department of Treasury ‘Trump Accounts: The Defining Policy of America’s 250th Anniversary’ (Secretary Scott Bessent, 2026/1/28) 翻訳は大和総研（以下該当同じ）。

<sup>13</sup> The Review of Black Political Economy, 37(3), 207-216, 2010/9

D. C. (法律可決) の三つの地域で、Baby Bonds 型の制度が導入されている<sup>14</sup>。

### 法文としての原案はクルーズ上院議員による ‘Invest America Act’

トランプ口座の法文としての原案は、クルーズ上院議員（共和党、テキサス州）が 2025 年 5 月に立案した、‘Invest America Act’ である。同法案は、米国で生まれる全ての子どもに対し、連邦政府からの 1,000 ドルのシード資金を備えた税制優遇の民間口座、‘Invest America Accounts’ を創設することを謳っていた。

‘Invest America Accounts’ の概要は、以下の通りである。

- ✓ 個人・親族・友人・企業からの拠出を受付（年間最大 5,000 ドル）
- ✓ S&P500 に連動する低コストの広範なファンドで運用することができ、18 歳になるまで運用益非課税（課税繰延べ）
- ✓ 18 歳以降の引き出し時には、キャピタルゲイン課税を適用（用途制限なし）<sup>(※)</sup>

(※) ‘Invest America account’ には、用途制限がないこと、18 歳以降の引き出し時の課税方式がキャピタルゲイン課税であること等、トランプ口座との違いがある。

(出所) ‘SEN. CRUZ INTRODUCES THE INVEST AMERICA ACT’ より大和総研作成

### クルーズ上院議員にロビーイングしたのは著名投資家のガースナー氏

ガースナー氏 (Altimeter Capital 創業者/CEO) が、のちにトランプ口座へとつながる構想を思いついたのは、2021 年頃にまで遡る<sup>15</sup>。きっかけは、自身の子どもたちのために管理型投資口座を開設した際、息子から「これは公平じゃないよ。どうして僕たちだけが持てて、他の子どもたちは持てないの？」と言われたことである<sup>16</sup>。

2023 年、ガースナー氏は、米国における資産格差・機会格差の是正を目的とした非営利団体、Invest America を設立した。そして、同年、共通の知人の紹介でクルーズ上院議員と知り合い、この構想をロビーイングし、それが ‘Invest America Act’ の立案へと発展した<sup>17</sup>。

ガースナー氏は、2025 年 6 月、デル氏 (Dell CEO)、ソロモン氏 (Goldman Sachs CEO)、コスロシャヒ氏 (Uber CEO) 等と共にホワイトハウスの円卓会議に出席し、ここで正式に構想が ‘Trump Accounts’ (トランプ口座) の名称で実現することとなった。ガースナー氏は、円卓会

<sup>14</sup> ベッセント財務長官は、Baby Bonds の重大な欠点として、「運用先が米国債に限定されていた」と述べている（脚注 12 文書）が、これはあくまでも 2010 年の学術論文で示された原案の解釈である。コネティカット州が導入した Baby Bonds 型プログラム (CT Baby Bonds) では、拠出金の管理・運用は州の財務官が一括運用し、その運用先は米国債のみではなく、株式、債券などを含む広範な分散ポートフォリオでされることを前提にしている点に留意されたい。

<sup>15</sup> 前掲脚注 2 文書参照。

<sup>16</sup> ‘Who Is Brad Gerstner? The Hedge Fund Boss Who Helped Create ‘Trump Accounts’ ’ (Times Now, Updated 2026/1/28) 翻訳は大和総研。

<sup>17</sup> ‘Wall Street Wants In on the ‘Trump Accounts’ for Babies’ (The Wall Street Journal, 2025/12/3)

議でこの構想について、「米国の全ての子どもを『自由市場のアップサイド（成長利益）』とその恩恵に結びつける仕組み」、「子どもたちは複利の恩恵を実際に目にし、自分がゲームに参加していると感じられる」、「あなたは、全ての米国人に再び『自分もこの国の成長を共有している』という実感を与えることになる」といった趣旨の発言を残している<sup>18</sup>。

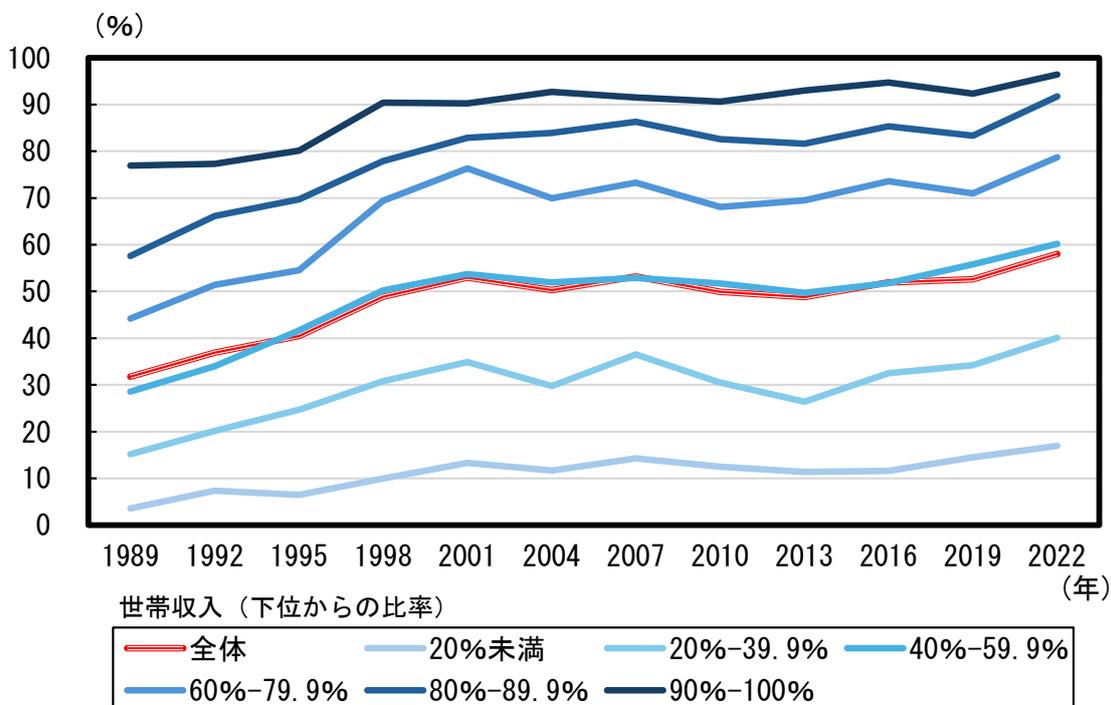
これが、チップや残業代の非課税政策など、中低所得層の所得拡大を狙いとする OBBBA の趣旨に合致し、トランプ口座として OBBBA の一部に取り込まれて 2025 年 7 月に法案成立に至った経緯がある。

### 米国における有価証券の保有状況

**図表 3** は、米国の有価証券保有世帯比率の推移である。IRA や 401k などの資産形成支援制度の導入・拡大の効果もあり、米国の有価証券保有世帯比率は上昇傾向にある。米国全体では、2022 年時点で 58.0% であり日本よりも高い水準である（日本の水準は**図表 4** で後掲）。ただし、世帯収入による格差も大きく、収入上位 10%（下位から 90~100%）の世帯では有価証券保有世帯が 96.4% あるのに対し、収入下位 20% の世帯では 17.0% にとどまる。

トランプ口座の創設は、低収入の世帯も含め、全ての子どもを出生時から資本市場に参加させ、米国株式市場の成長や複利の恩恵を提供することに狙いがある。

**図表 3：米国の有価証券保有世帯比率（世帯収入順位別）**



（出所）FRB “Survey of Consumer Finances”（最終更新日：2023 年 11 月 21 日）より大和総研作成

<sup>18</sup> ‘Trump Accounts Will Chart the Path to Prosperity for a Generation of American Kids’ (The White House, 2025/6/9) 翻訳は大和総研。

### 教育資金目的としては 529 プランが優先される可能性

トランプ口座は、子どもの高等教育資金の準備に用いることも想定されているが、米国には、子どもの教育資金準備のための制度として、「529 プラン」<sup>19</sup>も存在する。

そのため、米国内の投資・税務アドバイザーからは、「教育資金目的であれば、引き出し時に運用益が非課税となる 529 プランの方が望ましい」という意見が多く見られる<sup>20</sup>。トランプ口座は、「すでに他の制度を最大限利用した富裕層のための追加シェルター」にすぎない、という見解もある<sup>21</sup>。

それでも、「出生時からの複利運用」を促すというトランプ口座のコンセプト自体には、ほとんどの投資・税務アドバイザーが賛同している。トランプ口座の、「子ども向けの退職特化型の貯蓄口座」という特徴は、これまでありそうでなかったものである。すなわち、トランプ口座の最大の利点は、5年から7年といった短期間ではなく、50年から70年という長期間の運用期間を確保し得る点にある。そのため、政府からのシード資金（1,000 ドル）の受給資格がある場合は、必ずトランプ口座を開設すべき、という意見が一般的である<sup>22</sup>。

### 3. 日本への示唆

日本では、NISA のつみたて投資枠を未成年に解禁する「こども NISA<sup>23</sup>」が 2027 年 1 月 1 日より開始する予定であり、0 歳から資本市場への参加を促す資産形成支援制度として米国のトランプ口座との共通点も多い。

もっとも、日本のこども NISA は、あくまで資金の拠出者は親などであり、政府や財団等の寄附による拠出は想定されていない。このため、こども NISA への拠出が受けられる子どもは、親などの所得が比較的高い世帯に限られるとの批判もある。

**図表 4** は、2019 年の日本の世帯可処分所得順位別の有価証券保有世帯比率である<sup>24</sup>。日本の家計の有価証券保有世帯比率は 22.9%であり、世帯可処分所得による差もあるが、そもそも世帯可処分所得の上位 10%（下位から 90%以上）の世帯であっても有価証券保有率は 41.1%にとどまる。NISA の抜本的拡充後はこの状況が改善している可能性も考えられるが、日本では比

<sup>19</sup> 州ごとに設けられた子どもの高等教育資金の準備口座である。子などを受益者とするものの、親などの名義で拠出・運用を行う。州ごとの制度だが、適格な引き出しであれば、529 プランにおける運用益は州税だけでなく連邦税も非課税となる。

<sup>20</sup> ‘Trump Accounts: ‘Baby’ IRAs With Big Questions’ (PLANSPPONSOR, 2025/10/2) 、 ‘Babies will get their \$1,000 ’ Trump accounts’ in 2026 - along with tax complications’ (USA TODAY, Updated 2025/12/31) 等

<sup>21</sup> ‘Trump’ s Child Accounts What Dell’ s \$6 Billion Gift Can And Can’ t Fix’ (Forbes, Updated 2025/12/2)

<sup>22</sup> ‘Advisors weigh ‘Trump Accounts’ with existing UTMA, 529 account options’ (InvestmentNews, 2025/12/8) 等

<sup>23</sup> こども NISA の詳細は、平石隆太・是枝俊悟「[NISA：つみたて投資枠を未成年に解禁](#)」（大和総研レポート、2026 年 1 月 16 日）を参照。

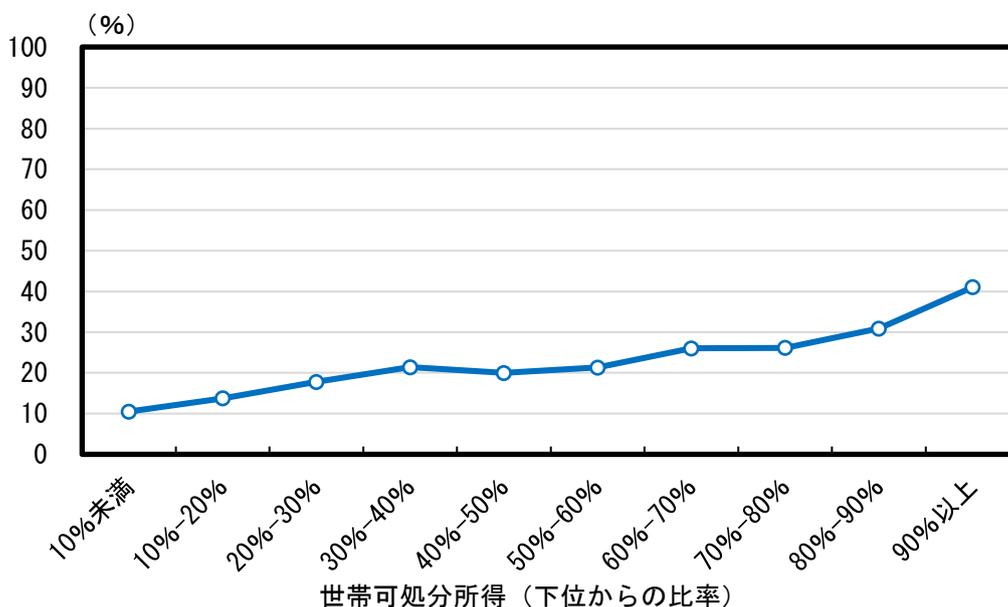
<sup>24</sup> 全国家計構造調査（総務省）は 5 年に一度実施され、2024 年調査の結果のうち、資産分布に関するものは本稿執筆時点で公表されていない。

較的高所得の世帯も含め有価証券による資産形成は普及途上にある。

たとえ拠出を受けられる子どもが、親などの所得が比較的高い世帯にいくらか偏るとしても、こどもNISAの導入は日本において有価証券による資産形成を促進する意義がある。加えて、出生時などに、こどもNISAへ一定額の政府拠出を行えば、世帯所得にかかわらず、全ての子どもが生まれながらに資本市場に参加できることとなり、有価証券による資産形成が大きく進展するだろう。

米国におけるトランプ口座の今後の動向を踏まえ、日本においても、こどもNISAへの政府拠出の導入は検討に値するだろう。

図表4：日本の有価証券保有世帯比率（世帯可処分所得順位別）



(注) 資産保有額不詳の世帯を除く集計

(出所) 総務省「2019年全国家計構造調査」より大和総研作成

【以上】